【 深谷市ブロック塀撤去等補助申請の流れ 】

1. 交付申請書(着工前に申請。受付は2月末日まで)

【補助対象となる塀等のチェックリスト】

- □深谷市内にあり、道路法の道路、建築基準法の道路等に面している。
- □コンクリートブロックの塀又は組積造の塀。(以下「ブロック塀等」。)
- 口高さ 1.2m を超えるブロック塀等で、地震により倒壊するおそれのあるもの。
- □工事業者は、市内に本店、支店又は営業所を有している。
- □深谷市住宅耐震診断補助制度、木造住宅耐震化補助制度を利用していない。

【補助を受けられる方】

- □危険なブロック塀等の存する土地の所有者又は管理者
- 口市税を滞納していない者

<補助対象とならない例>

- ・塀の高さを低くする部分撤去
- ・控壁の設置工事
- ・隣地との境にあるブロック塀等の撤去
- ・既存の基礎にブロック等を積む工事
- (※詳しくは建築住宅課へお問い合わせ下さい。)



|2. 適合通知(市から申請者へ)| ※申請から10日程度



3. 工事着工



4. 工事完了



5. 完了報告書の提出(3月末日までに、深谷市役所 建築住宅課へ。)



6. 交付決定通知書(市から申請者へ)



7. 請求書の提出・入金